

議案第 4 1 号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和 3 9 年墨田区条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条各号列記以外の部分中「区民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合においては、その者」を「次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者」に改め、同条第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 1 5 条第 4 項中「第 2 3 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第 2 4 条第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 2 3 条第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 2 4 条第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 1 5 条第 6 項中「第 2 3 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第 2 4 条第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に

次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 2 3 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 2 4 条第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 2 0 条の 3 第 1 項中「第 1 5 条第 4 項の申告書」を「第 1 5 条第 4 項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第 6 項の申告書」を「同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第 2 章第 1 節第 6 款」を「同節第 6 款」に改める。

付則第 2 条の 2 の 3 第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「平成 4 1 年度」を「平成 4 3 年度」に、「平成 3 1 年」を「平成 3 3 年」に改める。

付則第 4 条第 1 項中「平成 3 0 年度」を「平成 3 3 年度」に改める。

付則第 6 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 3 0 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 3 9 条第 1 項の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条第 1 項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 3 0 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 3 9 条第 1 項の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限

り、第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 付則第7条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第40条第2項の規定による納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中

「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第7条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

付則第8条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第15条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

付則第11条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ当該」を「応じ、当該」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第14条の2第4項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第24条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第14条の3第4項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第

24条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第14条の3第6項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1号の改正規定及び付則第2条の2の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

（区民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の墨田区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条ただし書の規定による改正後の墨田区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、

平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 区長は、納付すべき軽自動車税（平成 28 年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを墨田区特別区税条例第 40 条第 2 項の規定による納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（墨田区特別区税条例第 43 条及び第 44 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、区民税の住宅借入金等特別税額控除等の適用期限を延長等し、軽自動車税の税率の特例の見直しをするとともに、賦課徴収の特例を設ける必要がある。